



三井住友海上

レクリエーション傷害補償プラン

(行事参加者の傷害危険担保特約条項付帯普通傷害保険)

レクリエーション参加者の傷害事故にかかわるリスク全般を補償します

★レクリエーション行事中(集合から解散まで)の急激かつ偶然な外来の事故により参加者が死亡もしくはケガをされた場合、保険金をお支払いします。

(注)行事開催前に参加者名簿が確定している場合に限り、参加者の自宅との往復途上におけるケガも対象とすることができます。

★契約者……レクリエーション行事の主催者

★被保険者……レクリエーション参加者全員

★対象となる契約……1日20名以上の参加者が見込まれ、かつ名簿等によって被保険者を把握できることが前提となります。

ご契約の方式

ご契約の際は、次のいずれかの方式をご利用下さい。

★個別契約方式……行事開催のつど、ご契約いただく一般的な方式です。

★年間包括契約方式……あらかじめレクリエーション行事の年間予定表(開催予定日、行事の種類、予定参加人数等)をご提出いただき、年間行事を一括してご契約いただく方式です。

この方式ではレクリエーション行事開催後、毎月その開催通知(行事実施日参加人数等)をご提出いただき、毎月または、年間行事終了後に精算を行います。

この方式の詳細につきましては、弊社または代理店にご照会下さい。

※実参加人数の通知や、それによる精算ができない場合はご契約いただけませんので予めご了承下さい。

保険金額と保険料

★保険の対象となるレクリエーションの種類

A	ソフトボール、バレーボール、テニス、卓球、水泳、ハイキング、バドミントン、アーチェリー、ボウリング、ゲートボール、ラジオ体操、遠足(日帰り)、海水浴、ゴルフ、工場見学、体力テスト、ヨガ、なわとび、いちご狩り、ジャズダンス、オリエンテーリング(徒歩によるもの)など
B	運動会、マラソン大会、ウインドサーフィン、サイクリング、軟式野球、バスケットボール、スケート、剣道、日帰りキャンプ、ジョギング、アスレチック、競歩、陸上競技、体操競技、トライアスロン、納涼船、なぎなた、フェンシング、ボディービル、ヨット教室、など
C	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、硬式野球、サーフィン、空手、柔道、スキー、アイスホッケー、合気道、相撲、水上スキー、ボクシング、ボートレース、など

(注)上記に記載のないレクリエーションについては弊社または代理店にご照会下さい。

★保険料

	保 険 金 額			種 類	保 険 料 (1名・1日当り)		
	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額		団体割引0%	団体割引5%	団体割引10%
(1)	100万円	1,500円	1,000円	A	9円	9円	8円
				B	47円	45円	43円
				C	95円	90円	86円
(2)	300万円	3,000円	2,000円	A	23円	21円	20円
				B	111円	106円	100円
				C	221円	211円	200円
(3)	500万円	5,000円	3,000円	A	37円	35円	34円
				B	181円	172円	163円
				C	361円	343円	326円

(注)1.参加者の人数により団体割引を適用することができます。

ただし、団体割引を適用する場合は、右表の最低保険料が適用されます。

2.団体割引を適用しない場合の最低保険料は1契約1,000円です。

参加者数(1日につき)	割引率	最低保険料
20名以上	5%	2,000円
50名以上	10%	50,000円
1,000名以上	15%	100,000円
3,000名以上	20%	300,000円

保険金のお支払い内容

		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 保 険	死 保 険 金	行事参加中の偶然な事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき……ご契約金額(死亡・後遺障害保険金額)の全額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者、被保険者(補償の対象者)または保険金受取人の故意 ○自殺行為・犯罪行為または闘争行為(ケンカ) ○無資格運転中または酒酔運転中の事故 ○被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ○戦争、暴動、変乱等によって生じた事故 ○核燃料物質もしくはそれらによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの <p style="text-align: right;">など</p>
	後 遺 障 害 保 険 金	行事参加中の偶然な事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき……後遺障害の程度に応じてご契約金額(死亡・後遺障害保険金額)の3~100%をお支払いします。	
	入 保 険 院 金	行事参加中の偶然な事故によるケガのため、医師の指示にもとづき入院されたとき、事故の日からその日を含めて180日以内かつ180日を限度として、入院日数1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。	
	手 保 険 術 金	入院保険金支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額をお支払いします。	
	通 保 険 院 金	行事参加中の偶然な事故によるケガのため、通院により医師の治療(往診を含みます。)を受けられたとき、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、通院日数1日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日間を限度とします。	

- (注) 1. 保険金は、被保険者(死亡保険金については、その法定相続人)にお支払いします。
 2. 支障なく通常の生活または業務ができる程度に回復したとき以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
 3. 入院保険金をお支払いする期間中の通院に対しては、通院保険金を重ねてはお支払いしません。
 4. 上記の死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じ、保険証券記載の各被保険者の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

～その他の注意事項～

- *花火大会、祭礼等の行事における不特定の見物人は行事参加者に含めることはできません。
- *行事参加者の中に宿泊される方が含まれる場合は、これらの方を除いてお引き受けします。
- *行事を行うにあたり、これを職業とするとする方(アルバイトを含む)、興行として参加する方については行事参加者に含めることはできません。
- *あらかじめ行事が天候等により中止された場合の順延日が決められているときは、予備日をもうけることもできます。

～ご契約にあたっての注意事項～

- *万一、申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。ご契約の際は、再度ご契約内容をご確認ください。
- *被保険者(保険の対象者)が、ご契約者と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。
- *ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。【行事の種類の変更】【住所の変更】【他の傷害保険契約を締結する場合】
- *ご契約の内容は、傷害保険普通保険約款および行事参加者の傷害危険担保特約条項その他付帯される特約条項によって定まります。普通保険約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- *引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。経営破綻に陥った場合、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、保険金や返れい金等の90%が保護されます。
- *この保険はレクリエーション行事の主催者が保険契約者となる団体契約です。

万一事故にあわれたら

事故にあわれたら、ただちに弊社または取扱代理店に文書でご通知ください。事故の日から30日以内に弊社または取扱代理店にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは、弊社または、取扱代理店へご照会ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店にご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>



三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
 お客さまデスク TEL: 03-3615-3111
 平日/9:15~20:00 土日祝日/9:15~17:00